**幼稚園教諭免許状を有する者における**

**保育士資格取得のための特例制度Ｑ＆Ａ**

**１ 特例対象者に関すること**

**Ｑ１－１　特例制度はいつまでですか？**

Ａ　認定子ども園法の施行の日（平成２７年４月予定）から５年を経過する日までとされているので，平成３２年３月３１日までとなります。また，特例制度を利用して受験できる保育士試験の期間は，平成２６年から平成３１年（予定）となります。

**Ｑ１－２　実務経験を満たしてから，保育士養成施設単位取得する必要があります？**

Ａ　「実務経験」と「単位取得」前後の関係は設けていないので，実務経験を先に満たす必要はありません。ただし，保育士試験申請時までに，実務経験を満たした上で，証明書の交付が必要となります。

**Ｑ１－３　幼稚園教諭免許状の免許状更新講習を受講していませんが，特例対象となりますか？**

Ａ　対象となります。

特例制度により保育士資格を取得するにあたり，幼稚園教諭免許状を有していることが必要となるので，免許状更新講習を受講していなくとも，特例対象者となります。ただし，免許状が失効している方は対象となりません。

**Ｑ１－４　幼稚園教諭免許状の種類によって，特例対象にならないものはありますか？**

Ａ　普通免許状（専修，１種，２種）をお持ちの方が対象となります。臨時免許状や特別免許状は対象外となります。

**Ｑ１－５　現在，幼稚園教諭として働いていませんが，特例制度を利用できますか？**

Ａ　幼稚園教諭免許状を有し，必要な実務経験年数を満たしていれば，現職でなくても特例制度を利用して保育士資格を取得できます。

**Ｑ１－６　実務経験の対象となるのは，常勤勤務者だけですか？**

Ａ　雇用形態は定めていません。非常勤，パート勤務者も対象となります。

**Ｑ１－７　実務経験の「３年かつ４，３２０時間」に産前産後休暇，育児休業や休職期間は**

**含まれるのですか？**

Ａ　含まれません。児童の保護に従事した実務経験時間が対象となります。

**２　実務証明書に関すること**

**Ｑ２－１　 実務証明書を発行する「証明者」とは誰のことですか？**

Ａ　証明者は施設長（法人立の場合は設置者）です。

公立の保育施設については，該当市町村の担当課へお問合せください**。**

**Ｑ２－２　複数の施設での実務実績を合算することは可能ですか？**

Ａ　可能です。ただし，各施設からの実務証明書が必要です。

**Ｑ２－３　廃止や統合された施設での実務経験は証明できますか？**

Ａ　施設を廃止している場合でも，施設の設置者（個人は除く）が存在している場合は，設置者から証明をもらってください。（例：施設は廃止したが，設置法人は存在している。）

施設の設置者が存在していない場合でも，統合等によって必要な書類が引き継がれており，引き継いだ団体が証明できる場合は，引き継いだ団体の長による証明も可能となります。

ただし，いずれも上記による証明ができない場合は，実務経験として加算できません。

**３　特例教科目単位の取得について**

**Ｑ３－１　特例教科目はどこで受講できますか？**

Ａ　特例教科目を開講している指定保育士養成施設で受講することができます。

**Ｑ３－２　特例教科目とはどんな教科ですか？**

Ａ　下記の４教科，８単位です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特例教科目 | 履修形態と単位数 | 特例教科目に対応する通常課程の教科目 |
| 福祉と養護 | 講義　２単位 | 社会福祉・社会的養護・児童家庭福祉 |
| 相談支援 | 講義　２単位 | 家庭的支援・保育相談支援 |
| 保健と食と栄養 | 講義　２単位 | 子どもの保健Ⅰ・子どもの食と栄養 |
| 乳児保育 | 演習　２単位 | 乳児保育 |

**Ｑ３－４　過去に指定保育士養成施設で修得した単位を利用できますか？**

Ａ　通常課程の教科目は過去に修得したものでも，新たに修得するものでも構いません。

特例教科目や通常課程の一部を履修し，残りの科目については保育士試験を受けることも可能です。また，保育士試験の一部科目合格（試験を受ける年を含め３年間有効）と特例制度を組み合わせることもできます。

**Ｑ３－５　幼稚園教諭免許を取得したが学校は，卒業後に指定保育士養成施設となりましたが，**

**在学中に修得した教科目は免許対象となりますか？**

Ａ　免除対象にはなりません。指定保育士養成施設の指定を受けた後の修得のみ対象となります。

**Ｑ３－６　専修証明書はどこで発行してもらえるのですか？**

Ａ　教科目を修得した指定保育士養成施設から発行されます。

４　その他

**Ｑ４－１　「特例制度対象施設証明書」が必要な対象施設を教えてください？**

Ａ　認可外保育施設のみ対象となります。

**Ｑ４－２　指定保育士養成施設で８単位取得し，専修証明書が発行されると，保育士資格が取得できるのですか？**

Ａ　単位を取得し，専修証明書が発行されただけでは，保育士資格は取得できません。

　　保育士は，「指定保育士養成施設を卒業した者」又は「保育士試験に合格した者」が「保育士資格を有することができます。また，保育士登録を行い「保育士証」が交付された後，初めて「保育士」の名称を名乗ることができます。特例制度により保育士資格を取得するには，保育士試験を受けて合格し，保育士登録を行うことが必要です。

≪問い合わせ先≫

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宮城県保健福祉部

子育て支援課　保育支援班

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　０２２－２１１－２５２９